

及び要支援認定有効期間について適用される。

(参考資料：<http://www.roken.or.jp/archives/17758>)

## 災害復旧資金 特例融資を実施

令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災に係る災害復旧資金

独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構は、今年8月13日から9月24日までの間の暴風雨および豪雨における災害復旧に係る特別融資災害復旧資金（福祉貸付）について、融資率や貸付利率、償還期間を優遇する特例融資を実施する。10月29日に制定し、その概要を機構のHPで公表した。

### 証明書等の提出が困難、既往貸付中の場合も要相談

特例融資の対象は、今年8月13日から9月24日までの間の暴風雨および豪雨で被災した社会福祉施設等の事業者。該当する被害が確認できる証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が必要だが、提出が難しい場合でも、融資対象となる場合があるので、窓口にご相談するよう呼びかけている。

対象者には、通常より優遇した融資率、貸付利率、償還期間（据置期間）が適用される。また、すでに同機構の福祉貸付を利用している事業者で、該当する被害を受けた者には、一定の返済猶予も実施する。

問い合わせ先は以下の通り。

#### 【融資の相談】

（東日本）

福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係

TEL：03-3438-9298 FAX：03-3438-0659

（西日本）

大阪支店 福祉審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0216 FAX：06-6252-0240

（NPO 法人の方）

NPO リソースセンター NPO 支援課

TEL：03-3438-4756 FAX：03-3438-0218

#### 【返済猶予の相談】

顧客業務部顧客業務課 TEL：03-3438-9939 FAX：03-3438-024

(参考資料：[https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/191029\\_fukushi\\_gaiyou.pdf](https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/191029_fukushi_gaiyou.pdf))